

事務取扱要領

この事務取扱要領は、防火防災訓練災害補償等共済契約約款第30条に基づき、防火防災訓練災害補償等共済制度に係る市町村、特別区及び市町村の一部事務組合（以下「市町村等」という。）と財団法人日本消防協会（以下「協会」という。）及び都道府県防災主管課（以下「都道府県」という。）の事務要領について定めたものである。

第1章 加入手続き

1. 新規加入又は再開加入における手続（4月1日の場合）

（1）市町村等

4月1日からの加入を希望する市町村等は、2月末日までに防火防災訓練災害補償等共済加入申込書（様式1）（以下「加入申込書」という。）に必要事項を記入のうえ協会へ提出する。

協会から防火防災訓練災害補償等共済契約書（以下「契約書」という。）と防火防災訓練災害補償等共済制度掛金請求書（様式4）（以下「掛金請求書」という。）が送付されてくるため、契約書に必要事項を記入し、様式2-1を市町村等にて保管をし、様式2-2については協会へ提出する。その後掛金請求書に基づき払込期限までに掛金を協会指定口座へ振込む。

（2）協会

協会は2月末日までに様式1が提出された市町村等に対して、4月1日までに契約書と掛金請求書を送付する。そして返送されてきた様式2-2を保管し、掛金の納入を確認する。その後4月1日時点と10月1日時点での防火防災訓練災害補償等共済制度加入状況報告書（様式3）（以下「加入状況報告書」という。）を各都道府県へ送付する。

（3）都道府県

協会から送付されてくる加入状況報告書を保管する。

2. 新規加入又は再開加入における手続（年度途中の場合）

（1）市町村等

年度途中の1日からの加入を希望する市町村等は、加入を希望する月の1カ月前までに協会に対し加入申込書に必要事項を記入のうえ協会へ提出する。なおこの時、加入希望期間を必ず記入する。

その後協会から契約書と掛金請求書が送付されてきたら、契約書に必要事項を記入し、

様式 2 - 1 を保管し、様式 2 - 2 を協会へ提出する。そして掛金請求書に基づき払込期限までに掛金を協会指定口座へ振込む。

(2) 協会

加入月の 1 カ月前までに様式 1 が提出された市町村等に対して、契約書及び掛金請求書を送付する。その後返送されてきた様式 2 - 2 を保管し、掛金の納入を確認する。

第 2 章 契約更新等の手続き

1 . 掛金に変更がない場合

毎年 4 月 1 日が更新日となるが、期間満了の 3 ヶ月前までに市町村等又は協会のいずれか一方から書面をもって契約を更新しない旨の意思表示がなされない限り、4 月 1 日から更に契約が 1 年間延長され、以後毎年これに準ずる。そのため、特に事務手続きは不要であり、協会から送付された請求書に基づき振込期限までに掛金を協会指定口座へ振込む。なお、契約書に記載されている契約期間は、契約更新の度に最新の契約期間に読み替えるものとする。

ただし毎年契約書を更新することも可能である。その場合市町村等は、契約満了 2 カ月前までに書面にて、契約書を更新する旨の通知を協会にしなければならない。協会は通知を受理後、契約書を 4 月 1 日までに送付するものとする。

2 . 掛金に変更がある場合

定款第 7 条で定める掛金に変更が生じた場合(例えば国勢調査が確定した場合や市町村合併した場合) 次年度に契約書を新たに更新する。そのため協会は市町村等に対し、掛金を変更した契約書及び請求書を送付しなければならない。市町村等は契約書に必要事項を記入のうえ、様式 2 - 1 を保管し、様式 2 - 2 を協会へ送付する。その後掛金請求書に基づき振込期限までに掛金を協会指定口座へ振込む。

3 . 契約を更新しない場合

市町村等は契約を更新しない場合、契約期間満了の 3 ヶ月前までに、様式 1 8 の「防火防災訓練災害補償等共済契約更新停止届出書」を協会へ提出しなければならない。協会は届出書を受理後、速やかに契約更新停止処理を行うものとする。

第 3 章 てん補金請求等の手続

てん補金請求事由(当該契約約款に定める訓練により事故が発生し、傷害を受けた場合)が発生した場合は、その都度次の要領により請求を行う。

1．事故発生の報告

市町村等は、てん補対象の事故による傷害が発生した場合は、直ちに電話にて協会に事故発生を報告する。その後この要領に添付する防火防災訓練災害補償等共済制度事故発生状況報告書（様式5）（以下「事故発生報告書」という。）及び防火防災訓練災害補償等共済制度事故現認書（様式6）（以下「事故現認書」という。）の様式に従い、必要事項を記載し、さらに訓練計画書、又は訓練内容が分かるものの写し（市町村等の首長による原本証明が必要）をそれぞれ1部ずつ協会へ提出する。ただし、事故発生時に目撃者がいなかった場合には、様式6の代わりに、防火防災訓練災害補償等共済制度事故事実証明書（様式7）（以下「事故事実証明書」という。）を提出するものとする。

なお、当該事故が発生した日から30日以上経過して報告があった場合には、てん補金を支払わないことがあるため、事故が発生した場合には速やかに協会へ報告をする。

2．事故の審査

協会は市町村等から事故発生報告書、事故現認書又は事故事実証明書及び訓練計画書等を受理した場合、速やかに内容を確認し、事故がてん補対象の訓練で発生したものであるかを審査しなければならない。審査の結果、対象事故であることが認められる場合には、該当市町村等へてん補金請求関係書類一式を送付する。

3．てん補金請求事務

市町村等は、てん補対象の事故による傷害が発生し、前記の事故発生報告を終えたものについて、補償等対象者の治癒後（死亡の場合は死亡後）に請求するてん補金の種類に応じ下記の書類を作成して協会に提出する。各てん補金請求時に必要な書類は、「(1) 損害賠償に対するてん補金請求の場合」及び「(2) 災害補償に対するてん補金請求の場合」で明記されているとおりである。

なお、約款第9条第4項の規定により、様式9から様式12までの診断書等については、必要かつ妥当な実費を支払うものとする。

(1) 損害賠償に対するてん補金請求の場合

ア 損害賠償死亡一時金を請求する場合

- (ア) てん補金支払請求書（様式8） 1枚
- (イ) 死亡診断書（様式9） 1枚
- (ウ) 判決、示談書等の写し（要原本証明） 1枚
- (エ) 死亡者が除籍されていること分かる戸籍謄本 1部
- (オ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

イ 損害賠償傷害一時金を請求する場合

- (ア) てん補金支払請求書（様式8） 1枚
- (イ) 傷害・後遺障害診断書（様式11） 1枚

- (ウ) 判決、示談書等の写し(要原本証明) 1枚
- (エ) 住民票(補償等対象者のみのもので可) 1部
- (オ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

(2) 災害補償に対するてん補金請求の場合

ア 災害補償死亡一時金を請求する場合

- (ア) てん補金支払請求書(様式8) 1枚
- (イ) 死亡診断書(様式9) 1枚
- (ウ) 死亡者が除籍されていること分かる戸籍謄本 1部
- (エ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

イ 災害補償後遺障害一時金を請求する場合

- (ア) てん補金支払請求書(様式8) 1枚
- (イ) 傷害・後遺障害診断書(様式11) 1枚
- (ウ) 住民票(補償等対象者のみのもので可) 1部
- (エ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

ウ 災害補償入院療養補償金又は通院療養補償金を請求する場合

- (ア) てん補金支払請求書(様式8) 1枚
- (イ) 入院・通院証明書(診断書)(様式10) 1枚
- (ウ) 住民票(補償等対象者のみのもので可) 1部
- (エ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

エ 災害補償休業補償金を請求する場合

- (ア) てん補金支払請求書(様式8) 1枚
- (イ) 休業診断書(様式12) 1枚
- (ウ) 休業損害証明書(様式13) 1部

給与所得者 - 事業主の証明とし、源泉徴収票を添付する。

}	自由業者	本人が証明し、確定申告の控・所得額の記載されている 納税証明書・課税証明書のいずれかを添付する。
	自営業者	
	農林漁業者	

主婦 - 市町村等の首長が証明し、添付資料は不要

- (エ) 住民票(補償等対象者のみのもので可) 1部
- (オ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

(注) 損害賠償の請求を受けたときは、協会と密に連絡をとること。
上記以外の書類が必要なときは、協会から連絡すること。
死亡事故が発生した場合は、直ちに協会に連絡すること。

4．てん補金請求の審査

協会は、市町村等から前記の「てん補金請求の提出書類」を受理したときは、遅滞なく当該請求の内容が適正であるか否かを審査する。審査の結果、てん補金を支払うことが適当であると認められた場合には、てん補金額を決定する。その後、防火防災訓練災害補償等共済制度てん補金決定通知書（様式 1 4）を作成し、当該市町村等に送付する。

5．補償等対象者への補償金支払証明書の提出

該当市町村等は、予算措置をし、補償等対象者への補償金の支払又は支払準備が完了したときは、防火防災訓練災害補償等共済制度補償金支払証明書（様式 1 5）（以下「補償金支払証明書」という。）を作成し、直接協会に提出する。

なお、100 万円以上の補償金については、予算書等の写しを添付しなければならない。

6．てん補金支払

協会は、補償金支払証明書を受理後、てん補金が補償等対象者へ支払われた、又は支払われることを確認する。確認後、様式 1 5 に記載されている指定口座に送金するとともに、防火防災訓練災害補償等共済制度てん補金送金通知書（様式 1 6）（以下「てん補金送金通知書」という。）を作成し、該当市町村等に送付する。

市町村等は協会から送付された、てん補金送金通知書を受理したときは、補償金支払証明書に記載の市町村等の指定口座に入金されているかを確認する。

第 4 章 事務取扱所等の変更手続

1．市町村合併によらない変更の場合

市町村等は、契約書に記載されている当共済制度の事務取扱所属名及び所在地の全部又は一部に変更が生じたときは、防火防災訓練災害補償等共済制度事務取扱所等の変更届（様式 1 7 - 1）に従い、変更必要事項を記入し、公印を押印の上 1 部を協会に提出する。この場合契約書の変更は行わず、変更後は変更事項を読み替えるものとする。

2．市町村合併による変更の場合

合併する市町村等は合併後速やかに、防火防災訓練災害補償等共済制度事務取扱所等の変更届（様式 1 7 - 2）に市町村が合併し、合併後どこで事務が行われるかが分かるように記入して公印を押印のうえ協会へ 1 部提出する。なお、合併期日が 3 月 1 日から 4 月 1 日までのものは、3 月 1 日までに協会へ変更届を提出するものとする。

なお協会は変更届受理後、変更を反映させた契約書を翌年度の 4 月 1 日までに市町村等へ送付しなければならない。

第5章 その他

1. この事務取扱要領に定めていないことについては、協会が適宜指示するものとする。
2. この事務取扱要領は、平成18年3月1日から適用する。